

## 公益社団法人西宮市シルバー人材センターの入会及び退会に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人西宮市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第6条及び第8条の規定に基づき、センターの入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員の種別)

第2条 センターの会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同する西宮市に居住する者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、自己の労働能力の活用を希望し、健康でおおむね60歳以上のもの
- (2) 特別会員 センターに功労があった者又は学識経験者で、センターの事業運営に必要と認めて、理事長が推薦し、総会の承認を得たもの
- (3) 賛助会員 センターの目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体で理事会の承認を得たもの

### (入会手続)

第3条 会員になろうとするものは、次の各号に定める入会手続をしなければならない。

- (1) 正会員になろうとする者は、入会手続を経て入会申込書（様式第1号）をセンターに提出しなければならない。
  - (2) 特別会員になろうとする者は、入会承諾書（様式第2号）をセンターに提出しなければならない。
  - (3) 賛助会員になろうとする者は、入会申込書（様式第3号）をセンターに提出しなければならない。
- 2 センターへの入会の可否は、前項第2号の場合を除き、理事会において決定する。但し、前項第1号の場合は、その可否を理事長に委任する。この場合において理事長は、入会を可とした会員について理事会に報告しなければならない。

### (会員資格の取得)

第4条 正会員又は賛助会員になろうとするものは、公益社団法人西宮市シルバー人材センター会費規則に定める会費を納めなければならない。

- 2 理事長は、前項の会費の納入を確認した上で、会員になろうとするものに入会決定通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

(会員名簿)

第5条 理事長は、入会した会員の種別ごとに会員名簿(様式第5号)に登録しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会届(様式第6号)を提出して、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 第1項の退会以外の事由により会員の資格を喪失したときは、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会員の入会及び退会に関して必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行の前日において、社団法人西宮市シルバー人材センターの会員であったものは、第3条に定める入会手続を経ることなく公益社団法人西宮市シルバー人材センターに入会したものとする。